

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

次代の担い手である青少年が、心身ともに健康でたくましく、自立することは市民共通の願いです。

青少年の育成のためには、青少年自身が社会的自立を目指して自ら育つことが重要であるとともに、すべての市民がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力しながら、育成活動の推進や良好な社会環境づくりを行う必要があります。

この計画は、青少年自身が自ら社会的な自立を目指して努力することや、市民総ぐるみで青少年の育成に取り組むための方向を示した、「宇都宮市青少年健全育成指針」（平成17年12月宇都宮市青少年問題協議会策定）を受け、市が先導的に青少年の健全育成に取り組む施策・事業を総合的に展開するために、平成12年に策定した「宇都宮市青少年健全育成計画」を改定し「第2次宇都宮市青少年健全育成計画」として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、本市の基本計画である「第4次宇都宮市総合計画改定基本計画」の部門別計画であるとともに、本市における人づくりの指針である「うつのみや人づくりビジョン」並びに「宇都宮市青少年健全育成指針」の基本的考え方や方向性を受け、本市における青少年に関連する各個別計画との整合性を図り、青少年の健全育成を総合的・計画的に実施するための計画です。

3. 計画の対象

この計画は、青少年及び青少年健全育成にかかわるすべての市民を対象とし、青少年の範囲については、国の「青少年育成施策大綱^{※1}」や県の「とちぎ青少年プラン^{※2}」との整合性を図り、おおむねの対象年齢を30歳未満の者とします。

※1 青少年育成施策大綱：平成15年12月、内閣に内閣総理大臣を本部長とし、全官僚を構成員とする「青少年育成推進本部」において、青少年の育成にかかる政府の基本的理念と中長期的な施策の方向を示したもの

※2 とちぎ青少年プラン：栃木県において、青少年育成の指針として策定したもので、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を基本目標に、平成15年度から取り組んでいる県民運動「とちぎ心のルネッサンス」の推進をはじめ、基本目標を実現するための県民総ぐるみの取組方向などを示したものの。

4 計画の期間

青少年を取り巻く環境は著しく変化していることから、平成 22 年度を目標年度とする 5 か年計画（平成 18 年度～22 年度）とします。

5 計画の構成

計画は、次のとおり第 1 章から第 6 章までの 6 つの章で構成しています。

第 1 章	計画の概要	……	策定の趣旨等
第 2 章	青少年と青少年を取り巻く環境の現状	……	現状
第 3 章	これまでの取り組みと課題	……	これまでの取り組み状況を整理し、課題を抽出
第 4 章	基本方針	……	基本理念及び基本方向
第 5 章	施策の展開	……	推進施策・重点施策を体系的に整理
第 6 章	計画の推進	……	計画の推進方法等